

委託業務内容

1. 委託業務名

空き公共施設等を活用した企業進出支援事業業務委託

2. 委託業務の目的

県北東部から南部地域では、人口が減少し、企業の立地があまり進まない地域であり、今後も人口の流出が見込まれることから、地方創生による地域活性化を図ることは大変重要な課題である。

平成28年度から取り組んでいる空き公共施設等活用事業において、市町村と企業のマッチングを行っているが、より多くの企業に地方へ進出し、地元に着用してもらうため、空き公共施設に加えて、空き家や空き店舗の活用も進めるとともに、地域で進めているプロジェクトや課題解決にも参画することで地域と密着したビジネス展開を図ることを目的とする。

3. 業務の期間

契約締結日から平成30年3月9日（金）まで

4. 業務の指示

(1) 株式会社〇〇（以下、「乙」）は、千葉県（以下、「甲」）が定める担当者と綿密な連絡をとり、その指示に従わなければならない。

(2) 乙は、本業務の執行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合や本仕様書に明記していない事項については、甲と事前に協議し、甲の指示に従わなければならない。

5. 業務内容（調査項目）

(1) 進出可能性のある企業調査と市町村とのマッチング

ア 進出可能性企業と市町村とのマッチング

昨年度発掘した企業（300社）をフォローした上で、進出可能性企業を市町村へのマッチングを行う。

イ 進出可能性企業調査（企業アンケート等）の実施

空き公共施設、空き家、空き店舗等を活用した企業誘致や、その前段としてのIT企業等の開発合宿の誘致について、進出可能性企業の調査や企業アンケートを実施し、企業立地や開発合宿誘致に関する企業ニーズや関心を把握する。

これらを踏まえ、進出意向がある企業（開発合宿の実施含む）と市町村とのマッチング件数を100件程度実施する。

なお、上記（2）のマッチング件数も含めたものとする。

・マッチング件数の定義として、1企業等で複数の市町村とマッチングした場合複数カウントとし、1企業等が1市町村と複数回マッチングした場合1件カウントとする。

・下記フォーラムにおいて、企業と市町村がマッチングを行った件数も

カウントとする。

(2) 空き公共施設等利活用フォーラム（以下、フォーラム）の開催

IT・ベンチャー企業等と、県北東部から南部の市町村を引き合わせるフォーラムを開催すること。

委託期間中に1回以上開催し、会場を確保するとともに、必要な設備・資料等の手配や開催に関する調整等を行うこと。また、フォーラムに参加する市町村のプレゼン資料の作成支援を行うこと。

参加企業数として、30社程度の参加とする。

(3) 駅前地区等の空き家や空き店舗等リノベーションプロジェクト

ア 対象自治体

県北東部から南部市町村

イ 事業内容

市町村の駅前や旧商店街等で増加している空き家や空き店舗の利活用方策の展開を広げていくために、市町村が空き家等の所有者と交渉し、企業誘致として活用できるよう物件の発掘及び市町村支援を行う。

空き家等は、使われないうまま放置されているものも多く、そのままではオフィス等として使用できないため、空間デザイン作成などを手掛けるリノベーション事業者や地元3銀行等を活用した企業誘致を図る。

(4) 大学生による空き公共施設活用方策提言の実施

ア 対象自治体

銚子市・勝浦市及び南房総市

イ 対象大学（チーム数）

千葉大学（3）・千葉工業大学（2）及び千葉商科大学（1）

ウ 事業内容

大学生らを中心として、空き公共施設等を活用した企業誘致の方策について、市長や住民代表者等に対して提言を行うため、別紙1に係る企画・運営を実施する。

提言会についても、必要な設備・資料等の手配や、開催に際し、関係市及び大学と調整等を行うこと。

各大学への経費の支払いについては、委託費内から支払うこととし、1チーム600,000円を上限とする。（上記対象大学計6チーム）

経費の支払い時期については、甲及び各大学と協議すること。

(5) 調査取りまとめと報告書作成

上記調査の取りまとめを行い、報告書を作成する。

6. 成果物

業務内容にかかる成果品を提出する。なお、納品時期等の詳細については、甲乙の協議により決定する。

- (1) 報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10部
 - (2) (1)の電子データ(CD-R又はDVD-R)・・・・・・・・ 1式
 - (3) その他、甲が必要とする資料
- なお、(1)は簡易製本とする。

7. 受託者の責務

- (1) 乙は、受託する業務が行政サービスであることを認識し、法令等を遵守し、業務の意図及び目的を十分に理解のうえ、適切な人員配置を行い、最高の技術を提供するとともに、正確かつ丁寧に実施しなければならない。

- (1) 乙は、業務の遂行上知り得た秘密その他の情報を業務以外の目的に使用してはならない。業務の終了等によりその者が業務を行わなくなった後も同様とする。

以 上